

## 三沢市受注希望型指名競争入札試行実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び三沢市契約事務規則（平成27年三沢市規則第4号）に定めるもののほか、三沢市が試行する受注希望型指名競争入札を適正かつ厳正に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 受注希望型指名競争入札の対象とする入札（以下「希望型入札」という。）は、受注機会が少ない業種の入札又は過去において実施された同種の指名競争入札における指名業者が、おおむね5者に満たない入札とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

### (入札参加者の要件)

第3条 希望型入札に参加することのできる者は、当該年度の入札参加資格申請書を提出し入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件を満たすものの中から指名するものとする。

- (1) 希望型入札に対応する業種の資格を有すること。
- (2) 三沢市の指名停止措置を受けていないこと及び市税等を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) その他市長が必要と認める要件を満たすこと。

### (希望型入札の予定価格の事前公表)

第4条 希望型入札の予定価格は、工事については「三沢市建設工事請負契約に係る予定価格事前公表に関する要領」に基づき、事前に公表するものとする。ただし、その他業務等の予定価格は原則として事前に公表しないものとする。

### (インターネット等の活用)

第5条 希望型入札は、三沢市のホームページ（以下「ホームページ」という。）を積極的に活用するものとし、参加申請書等の資料は、ホームページに掲載するものとする。

### (現場説明会)

第6条 希望型入札の内容の説明は、ホームページによって行うものとし、現場説明会は開催しないものとする。ただし、内容により現場説明会が必要と認められる場合は現場説明会を開催するものとする。

(入札参加申請)

第7条 希望型入札に参加しようとする者は、指定する期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 受注希望型指名競争入札参加申請書(様式第1号)
- (2) 実績調書(様式第2号)
- (3) その他指定する書類

(入札参加資格の確認)

第8条 市長は、前条の申請を審査して入札参加資格の有無を確認し、その結果を受注希望型指名競争入札参加資格確認結果通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、入札参加資格がないとした者については、その理由を付すものとする。
- 3 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その決定に不服があるときは、所定の期限までに書面により不服申立てができるものとする。
- 4 市長は、前項の規定による不服申立てに対しては、書面により速やかに回答するものとする。
- 5 市長は、不服申立てをした者に入札参加資格があると認める場合においては、第1項の通知を取り消し、その請求者を当該入札に参加させるものとする。

(入札参加資格の喪失)

第9条 市長は、第8条の各号の規定により希望型入札に参加できることとなった者(以下「入札参加資格者」という。)が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書等について虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、希望型入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年12月12日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から実施する。